官　告　第　号

官　庁　事　項

人事院公示第 15 号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）第３条第２項ただし書、第１号及び第２号の規定に基づき、採用試験の対象となる官職から除かれる官職及び係員の官職に準ずる官職に関し、次のとおり決定した。

平成 23 年４月 14 日　　人事院総裁　江利川　毅

1　人事院規則８―18（採用試験）(以下「規則」という。)第３条第２項ただし書に規定する特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職として同項第１号に定める官職から除かれる官職は、次のとおりとする。

一　次に掲げるもののいずれか一に関する専門的知識又は技術を特に必要とする官職

日本史学、歯学、保健学、繊維学、獣医学、美術学、意匠学又は体育学

二　次に掲げるいずれか一の免許等を有する者をもって充てるべき官職

⑴　電波法（昭和25年法律第131号）による無線従事者の免許

⑵　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）による海技士の免許

⑶　航空法（昭和27年法律第231号）による定期運送用操縦士、事業用操縦士、一等航空整備士又は二等航空整備士の資格についての航空従事者技能証明

2　規則第３条第２項ただし書に規定する特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職として同項第２号に定める官職から除かれる官職は、次のとおりとする。

一　次に掲げるもののいずれか一に関する専門的知識又は技術を特に必要とする官職

生物学、薬学、原子力工学、造船工学、繊維学、畜産学、獣医学、水産学、美術学、意匠学又は体育学

二　次に掲げるいずれか一の免許等を有する者をもって充てるべき官職

⑴　電波法による無線従事者の免許

⑵　船舶職員及び小型船舶操縦者法による海技士の免許

⑶　航空法による定期運送用操縦士、事業用操縦士、一等航空整備士又は二等航空整備士の資格についての航空従事者技能証明

三　次に掲げる官職

⑴　宮内庁の楽師の官職

⑵　空港事務所及び空港出張所の飛行場の警務又は飛行場等における事故に関する消火及び救助を行うことを職務とする官職

⑶　独立行政法人国立印刷局の校正の作業を行うことを職務とする官職

3　規則第３条第２項ただし書に規定する特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職として同項第３号ロ⑵に定める官職から除かれる官職は、少年院の教科教育又は職業補導に従事する教官の官職とする。

4　規則第３条第２項第１号に規定する係員の官職から除かれる官職は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第34条第２項に規定する標準的な官職（以下単に「標準的な官職」という。)が、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令（平成21年内閣府令第２号）第15条第３項の表の下欄に掲げる係員である職制上の段階に属する官職とする。

5　規則第３条第２項第１号に規定する係員の官職に準ずる官職は、次のとおりとする。

一　標準的な官職が、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令第５条第１項の表の下欄に掲げる研究官、同令第18条の表の下欄に掲げる審査官補及び同令第25条第２項から第５項までの表の下欄に掲げる海事技術専門官である職制上の段階に属する官職

二　国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員の占める官職のうち、規則第３条第２項第１号に規定する係員の官職に相当する官職

三　独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人の職員の占める官職のうち、規則第３条第２項第１号に規定する係員の官職に相当する官職

6　規則第３条第２項第２号に規定する係員の官職に準ずる官職は、次のとおりとする。

一　標準的な官職が、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令第２条第11項各号の表の下欄に掲げる航海士補、同令第５条第２項の表の下欄に掲げる研究補助員、同令第18条の表の下欄に掲げる審査官補及び同令第25条第２項から第５項までの表の下欄に掲げる海事技術専門官である職制上の段階に属する官職

二　国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員の占める官職のうち、規則第３条第２項第２号に規定する係員の官職に相当する官職

三　独立行政法人通則法第２条第２項に規定する特定独立行政法人の職員の占める官職のうち、規則第３条第２項第２号に規定する係員の官職に相当する官職

7　昭和60年人事院公示第５号は、廃止する。

8　この決定は、平成24年２月１日から効力を発生する。

人事院公示第 16 号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）第６条第２項の規定に基づき、試験種目の出題分野及び内容に関し、次のとおり決定した。

平成 23 年４月 14 日　　人事院総裁　江利川　毅

1　採用試験の試験種目の出題分野及び内容は、別表の出題分野及び内容欄に掲げるとおりとする。

2　昭和60年人事院公示第６号は、廃止する。

3　この決定は、平成24年２月１日から効力を発生する。

別　表

採用試験の種類	区分試験	試験種目	出題分野及び内容
国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）	行政	専門試験（多肢選択式）	一　受験者の選択する次のイからハまでのいずれかに掲げる科目 イ　次の⑴及び⑵に掲げる科目 ⑴　政治学、国際関係、憲法、行政法、民法（担保物権、親族及び相続を除く。）、経済学、財政学及び経済政策 ⑵　受験者の選択する次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる科目 (i)　政治学及び行政学 (ii)　国際関係及び国際法 ロ　憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、国際法、経済学及び財政学 ハ　経済理論、財政学、経済政策、国際経済学、統計学、計量経済学、経済史、経済事情、経営学、憲法及び民法（担保物権、親族及び相続を除く。）